



免税事業者向け説明会を開催します

ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の内容

消費税の基本的な仕組み インボイス制度の概要

2 説明会の日程

日 時		開 催 場 所	定 員	連 絡 先
①	令和4年5月27日(金)	川崎南税務署 5階会議室 川崎区榎町3番18号	30名	川崎南税務署 個人課税第1部門 ☎044-222-7531（代表） （内線212）
	10時00分～11時00分 13時00分～14時00分			
②	令和4年6月20日(月)	川崎南税務署 5階会議室 川崎区榎町3番18号	30名	川崎南税務署 個人課税第1部門 ☎044-222-7531（代表） （内線212）
	10時00分～11時00分 13時00分～14時00分			

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、開催日の前日までに、連絡先まで申込みをお願いします。

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



川崎南税務署